

今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）【概要】

資料3-3

～新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるために～

平成25年12月26日 道徳教育の充実に関する懇談会

第1章 なぜ今道徳教育の充実が必要なのか

- 道徳教育は、自立した一人の人間として人生を他者とともにより良く生きる人格の形成を目指すものであり、教育の根本に据えられるべきもの。
- 道徳教育の現状については、理念の共有や教員の指導力など多くの面で課題が存在。
- 今後の社会において、道徳教育は人間教育の普遍的で中核的な構成要素であるとともに、その充実が、今後の時代を生き抜く力を一人一人に育成する上での緊急課題。
- 道徳教育が学校の教育活動全体の真の中核としての役割を果たすよう、早急に抜本的な改善・充実を図ることが必要。

第2章 道徳教育をどのような方向に改善することが求められるか

※学習指導要領に定める道徳教育の目標、内容、指導方法、評価について、以下の観点から改善。

1. 道徳教育の目標について

- 道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行うとの考え方は今後とも重要。
- 道徳教育の目標とその要である「道徳の時間」の目標とをわかりやすい記述に改め、両者の関係を明確化。

2. 道徳教育の内容、指導方法、評価について

① 道徳教育の内容

- 発達の段階ごとに特に重視すべき内容を明確化。その際、いじめの防止や生命の尊重、自律心、家族や集団の一員としての自覚、ルールやマナー、法の意義を理解して守ること、社会の一員としての主体的な生き方、アイデンティティなどに特に留意。

② 道徳教育の指導方法

ア 児童生徒の発達の段階をより重視した指導方法の確立・普及

※多角的・批判的に考えさせたり、議論・討論させたりする授業の重視。

イ 道徳的実践力を育成するための具体的な動作等を取り入れた指導や問題解決的な指導等の充実

※「道徳的実践力」を効果的に育成するための手段として、ロールプレイやコミュニケーションに係る具体的な動作や所作の在り方等に関する学習、問題解決的な学習を一層積極的に活用。

ウ 「道徳教育の全体計画」等の実質化、道徳の時間と各教科等との関連付けの強化

※校長のリーダーシップによる実質のある「道徳教育の全体計画」の作成と「道徳の時間の年間指導計画」等との関連付けの強化、保護者や地域への積極的な働きかけ。

③ 道徳教育の評価

- 数値による評価は今後とも実施しない。
- 指導要録に、児童生徒の学習の様子を記録し、意欲や可能性を引き出すための記述式の欄を設けることや、「行動の記録」の効果的な活用など、多様な評価方法を検討。

3. 教育課程上の位置付けについて

- 道徳教育については、体系的な指導により道徳的価値に関わる知識・技能を学ぶという「教科」と共通する側面と、人格全体に関わる力を育成する側面の双方の総合的な充実を図ることが重要。
- このことを踏まえ、今後、道徳教育の一層の充実を図るため、道徳の時間を、学校教育法施行規則において、例えば、「特別の教科 道徳」(仮称)として新たに位置付け、所要の改善を行うことについて専門的に検討すべき。

第3章 道徳教育の改善・充実のためにどのような条件整備が求められるか

1. 教材・教科書について

① 「心のノート」の全面改訂

- 全面改訂された新「心のノート」(仮称)は、26年度から全国の小・中学校等に配布予定。道徳の時間をはじめとする道徳教育や家庭での教育において十分に活用され、効果を上げることを期待。

② 教科書

- どの学校でも一定水準の授業が実施されるよう、主たる教材を安定的・継続的に提供するため、「特別の教科 道徳」(仮称)に教科書を導入することが適当。
- その際、出版社の切磋琢磨による質の向上などの観点から、検定教科書とすることが適当。
- 今後、検定に際しての具体的な判断基準となる学習指導要領や検定基準の具体的な在り方などについて、慎重かつ丁寧な検討を行うべき。
- 検定教科書が用いられるまでは、新「心のノート」(仮称)を中心的教材として活用。

2. 教員の指導力向上について

① 学校における指導体制

- 学級担任が、「特別の教科 道徳」(仮称)の指導を行うことを引き続き原則とする。
- 道徳教育に優れた指導力を有する教員を「道徳教育推進リーダー教師」(仮称)として加配措置し、地域単位の道徳教育を充実・強化。

② 教員研修等

- 管理職・教員の意識改革や資質・能力の向上を図るための研修、教育委員会担当者や道徳教育推進教師等に対する研修を充実。
- 学校全体として授業改善のための校内研修を充実。

③ 教員養成・免許

- 大学の教員養成課程におけるカリキュラムの改善、履修単位数を一定程度増加させることも検討。教育実習での道徳教育の実地経験の充実も検討。

3. 学校、家庭、地域の連携の強化について

- 子供たちの道徳性の育成に学校、家庭ぐるみで取り組むべき。
- 地域社会との連携・協力体制の構築、社会全体で道徳教育に取り組む気運を高める。

いじめの問題等への対応について（第一次提言） 抜粋

平成25年2月26日 教育再生実行会議

1. 心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。

いじめの問題が深刻な事態にある今こそ、制度の改革だけでなく、本質的な問題解決に向かって歩み出さなければなりません。

学校は、未熟な存在として生まれる人間が、師に学び、友と交わることを通じて、自ら正しく判断する能力を養い、命の尊さ、自己や他者の理解、規範意識、思いやり、自主性や責任感などの人間性を構築する場です。

しかしながら、現在行われている道徳教育は、指導内容や指導方法に関し、学校や教員によって充実度に差があり、所期の目的が十分に果たされていない状況にあります。

このため、道徳教育の重要性を改めて認識し、その抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みによって教科化し、人間の強さ・弱さを見つめながら、理性によって自らをコントロールし、より良く生きるための基盤となる力を育てることが求められます。

また、家庭や地域を始め、社会の中で人が生きていく全ての過程が人間教育の場となります。社会全体でその意識を共有し、それぞれの立場から子どもの成長に関わり、支える必要があります。

○ 子どもが命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むよう、国は、道徳教育を充実する。そのため、道徳の教材を抜本的に充実するとともに、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みにより教科化し、指導内容を充実し、効果的な指導方法を明確化する。その際、現行の道徳教育の成果や課題を検証するとともに、諸外国における取組も参考にして、丁寧に議論を重ねていくことを期待する。

○ 国及び教育委員会は、心の豊かな成長を育み、子どもの良き行動を引き出す道徳教育が実践されるよう、全ての教員が習得できる心に届く指導方法を開発し、普及することや、道徳教育のリーダーシップを執れる教員を育成することなどを通じて、教員の指導力向上に取り組む。学校における道徳教育の教材として、具体的な人物や地域、我が国の伝統と文化に根ざす題材や、人間尊重の精神を培う題材などを重視する。

○ 学校においては、日常の生徒指導や、多様な体験活動などを含めて、全ての教育活動を通じた道徳教育を行う。また、食事等の日常生活の乱れが子どもの心の乱れにもつながっているとの指摘を重視し、食育等の視点も取り入れた指導を行う。さらに、各教科等に係る子どもの学習の状況や学校における指導の記録を継続的・系統的に蓄積するとともに、それを教員が共有し指導に生かす。

○ 学校は、保護者も巻き込みながら、子どもたちが社会の一員として守らなければならないいきまりや行動の仕方を身に付け、時と場合に応じて責任ある行動や態度をとることができるよう、市民性を育む教育（シチズンシップ教育）の観点を踏まえた指導に取り組む。その際、発達段階に応じて、互いの人格や権利を尊重し合い、自らの義務や責任を果たし、平穏な社会関係を形成するための方策や考え方を身に付ける教育（法教育）も重視する。

○ 各学校で子どもたちがいじめについて自ら考え、話し合いに取り組み、児童会や生徒会等において、「いじめは絶対に許されない」などの宣言をし、活動していくことや、子どもたち自身が自分たちの間の問題を解決できる力を身に付け、行動していくことができるよう指導し、支援していく。また、リーダーシップを執れる子どもを育てる。

○ 大人の振る舞いが子どもに直接的な影響を及ぼす。家庭や地域などにおいても、大人が率先垂範して一人の人間としての在るべき姿を示し、しつけるべきことをしつける。特に、家庭教育の役割の大きさについて、全ての大人が認識を深める。また、指導が子どもの心に届き、また子どもからの様々なサインに気付けるよう、清潔で整然とした環境づくりを行う。子どもの頃から地域の祭り、共同作業などの諸行事に参加することで、学校では経験できない大人との触れ合いを通して、社会規範を身に付けさせる。さらに、試練に対処し、身を守る知恵や精神力、問題解決能力を身に付けさせる。